

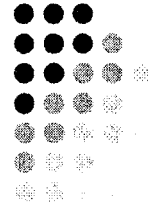
## 1 児童福祉司のコンピテンシーモデル（東京都）



# 児童福祉司の コンピテンシーモデルの構築

児童相談所機能の  
強化のために

東京都児童相談センター  
中 林 久 人



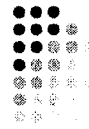
1

## コンピテンシーって何？

- ある職務または状況に対し、基準に照らして効果的、あるいは卓越した業績を生む要素として関わっている個人の根源的特性
- 高業績者の成果達成の行動特性
- ある基準に対する有効性やずば抜けて高い業績を生み出す根源的な個人差
- 高い成果を生み出すために、行動として安定的に発揮される能力
- 組織内の特定の職務にあつて優れた業績をあげる現職者の持つ特性
- 人が与えられた役割や職責を果たすため、会社・組織が発揮を期待し、高業績者が類似的に発揮している、行動レベルで示されている能力

⇒ 持続的な高い成果を実現している人の行動特性

⇒ 実際の行動に反映されているもの



2

## 児童福祉司の コンピテンシーモデルとは？

児童福祉司のさらなる資質、能力の向上の  
ための一つのツール



「子どもの最善の利益を守る」ための行動特性

知 識 ・ 技 術 ・ 人 柄 +

行動特性



「福祉は人なり」を具体化

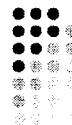


3

## なぜコンピテンシーモデルなのか①

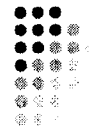
### ○ 児童相談所の機能強化

- ・ 東京都児童相談所改革  
⇒ 属人的対応から組織的対応へ
- ・ ベテラン職員の退職  
⇒ 新任職員の増加
- ・ 虐待防止法の改正  
⇒ よりきめの細かい援助
- ・ 市区町村への援助  
⇒ 専門性の向上



4

## なぜコンピテンシーモデルなのか②



### ○ 児童福祉司のブラッシュアップ

(援助を求めない事例への援助に必要な行動特性)

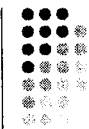
- ・ 人間・社会に不信感のある保護者
- ・ 愛着関係が築けない子ども

⇒ 前向きな気持ち 機能している組織

⇒「子どもの最善の利益」を守るために  
何がベストかをいつも考える

5

## なぜコンピテンシーモデルなのか③

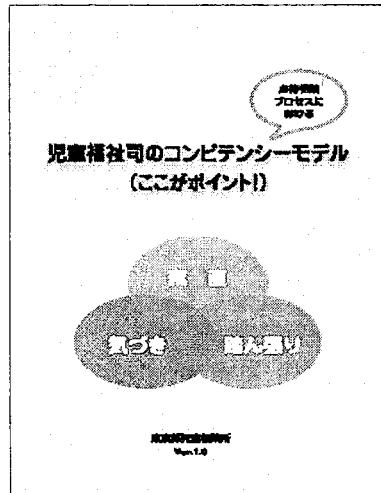


### ○ 児童福祉司の仕事の特性と資質

仕事の特性	資質	弱み
常に判断を求められる	己を知っている	保守的
社会的使命がある	仕事に対する信念	思い上がり
マネジメントする	段取り力	自己満足
組織的対応	チームワーク	自分勝手

6

## どんなものを作ったのか



目次	
1 コンビフワンterモデル構築の概要	1
2 児童福祉司として	2
(1) 役割・役割	2
(2) 必要知識・技能	3
(3) ナーズ・スキル	4
(4) 資力	5
3 コンビフワンter-価値	6
(1) 資力・能力	6
(2) 資力	7
(3) 資力・能力	7
(4) 資力・能力	9
(5) 資力	10
(6) 資力・能力	11
4 下口な児童福祉司コンピテンシーモデル (A0000000000)	12
(1) 役割・価値の整理	12
(2) 必要知識・技能	16
(3) 必要知識	19
(4) 必要知識	25
(5) 必要知識	30
(6) 必要知識	34
(7) 必要知識	39
(8) 必要知識	46
5 コンビフワンter-基本知識リスト	53
6 「気づき」の整理	56
7 虐待相談プロセス コンビフワンterモデル構築ワーキンググループ報告書	57
8 コンビフワンterモデル構築ワーキンググループ メンバー・ファシリテーター名簿	58

7

## 構築までの取組(17年度)

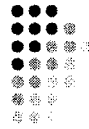
- 児童相談センターの児童福祉司、児童心理司を対象に
- 児童福祉司の「あるべき姿・現状・課題」をグループ討議で洗い出し(17年9月)
- 虐待相談の各プロセスごとに児童福祉司として成功するために特に重要と思われることを抽出し、あるべき姿に近づくための課題を議論・整理(18年3月)

8

## 構築までの取組(18年度)

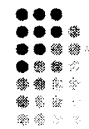
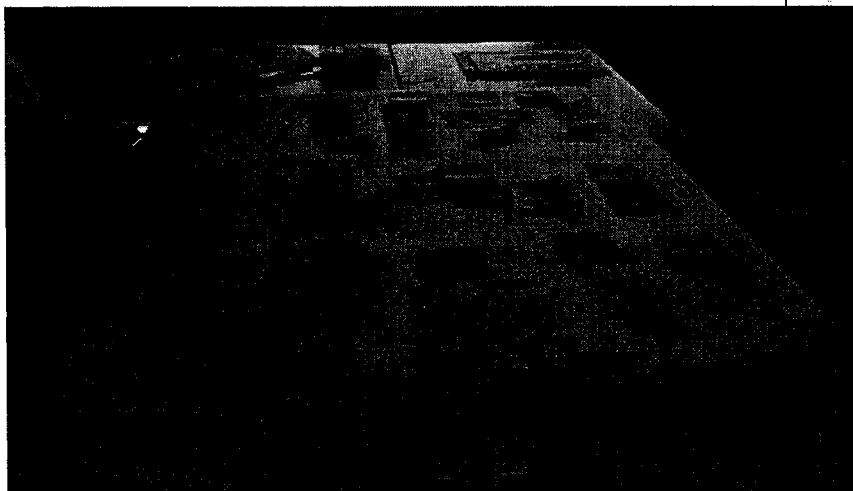
- 都内全児童相談所児童福祉司、児童心理司を対象に、
- 17年度の研修成果を踏まえ、
- 職層ごとに研修を実施  
(6月26日～10月30日の期間中に全9回)

⇒「各プロセスにおいて、児童福祉司が成果を上げるために必要・重要な行動特性とは何か、なぜ必要・重要なのか」についてグループワーク・発表



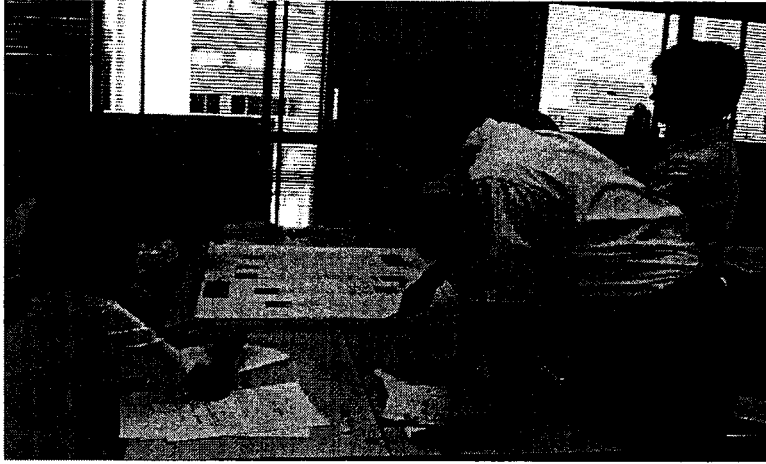
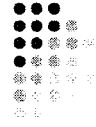
9

## 研修(グループワーク)の風景(1)



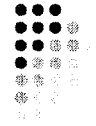
10

## 研修(グループワーク)の風景(2)



11

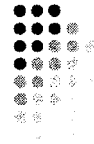
## 研修(グループワーク)の風景(3)



12



## 研修の効果



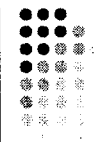
- アンケートでの受講者の意見

- ・ 常に目の前のことに追われているので、研修で気づくことが多かった
- ・ 日常の業務の点検ができた
- ・ グループワークで意見を出し合い、共有することの大切さを感じた。また、自分と違う視点での意見を聞き、刺激になった
- ・ 分析して整理することの重要性を認識した

⇒グループワークにおける“気づき”効果が大きかった

13

## コンピテンシーモデルWGでの作業



### 1 コンピテンシー項目の整理

- 研修で出された意見及び各WGメンバーの経験をもとに児童福祉司が成果を上げるために必要な特性・要素(〇〇性、〇〇力)を出し合う。
- 出てきた項目をさらに大項目・中項目・小項目・行動特性に分類・整理

(例 大項目—対人関係力

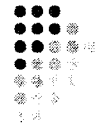
中項目—安心への配慮

小項目—立ち振る舞い

行動特性—安心感を持ってもらえるような身だしなみ・  
態度をする

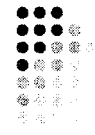
14

## コンピテンシーモデルWGでの作業 2-1 プロセス別行動表の作成



- 縦軸をコンピテンシー項目、横軸を相談プロセスにした表を作り、
- 研修で出された意見、国の「子ども虐待対応の手引き(平成17年3月改訂版)」をもとに表への落とし込みをした。
- なお、コンピテンシー項目のうち、本質的な資質や、どのプロセスでも必要と思われるものは、別立てで作業することとした。

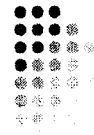
## コンピテンシーモデルWGでの作業 2-2 プロセス別行動表



大項目	中項目	小項目	番号	行動概要	A 協働・相談の実現	B 実証実験実施
相談プロセス	安心・信頼の醸成	安心・信頼を醸成するための取り組み	1	相談者が安心して相談できる環境を整えること。相談者の不安を軽減するための取り組み。	相談者の不安を軽減するための取り組み。相談者の不安を軽減するための取り組み。	
		安心・信頼を醸成するための取り組み	2	相談者が安心して相談できる環境を整えること。相談者の不安を軽減するための取り組み。	相談者の不安を軽減するための取り組み。相談者の不安を軽減するための取り組み。	
	打撃回復プロセス	打撃回復プロセス	3	子どもの安全を確保するための取り組み。子どもの安全を確保するための取り組み。	子どもの安全を確保するための取り組み。子どもの安全を確保するための取り組み。	
		打撃回復プロセス	4	子どもの安全を確保するための取り組み。子どもの安全を確保するための取り組み。	子どもの安全を確保するための取り組み。子どもの安全を確保するための取り組み。	
		話しやすい相談窓口	5, 6	子どもの安全を確保するための取り組み。子どもの安全を確保するための取り組み。	子どもの安全を確保するための取り組み。子どもの安全を確保するための取り組み。	
		話しやすい相談窓口	7	子どもの安全を確保するための取り組み。子どもの安全を確保するための取り組み。	子どもの安全を確保するための取り組み。子どもの安全を確保するための取り組み。	
	相談プロセス	相談プロセス	8	子どもの安全を確保するための取り組み。子どもの安全を確保するための取り組み。	子どもの安全を確保するための取り組み。子どもの安全を確保するための取り組み。	
		相談プロセス	9	子どもの安全を確保するための取り組み。子どもの安全を確保するための取り組み。	子どもの安全を確保するための取り組み。子どもの安全を確保するための取り組み。	

## コンピテンシーモデルWGでの作業

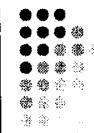
### 3 体系化し、成果物を作成



- ①児童福祉司として
- ②コンピテンシー項目
- ③プロセス別コンピテンシーモデル(具体的な行動特性)
- ④コンピテンシー自己評価リスト
- ⑤気づき提出表

17

## ③ プロセス別コンピテンシーモデル (具体的な行動特性)



- 通告・相談の受理
  - 「相手の立場に立って話しやすい雰囲気づくりをする」
  - 「緊急度や重症度を判断できる情報を聞き取る」
- 調査
  - 「不確かな情報について、調査を積み重ねる」
  - 「子どもの安否を確認する」
  - ⇒当たり前のことでもモデル化し、自分の行動を自己点検する
- 診断・援助方針・援助の展開
  - 「個人の見立てをチーム内で協議して作り上げる」
  - 「一人で抱え込まないで地域での援助するチームを作り、チームで関わる」
  - ⇒個人の判断を避け、いかに組織化するのかをポイントにした

18

## 作成後の活用

- 全児童福祉司に加え、児童心理司、管理部門職員、虐待対策・養育家庭・家庭復帰等担当非常勤職員へ配付
- 19年4月児童相談所新転入職員研修受講者への配付・活用研修
- 19年度児童福祉司研修の中で、自己研鑽と組織全体の援助の質を高めるために「コンピテンシーモデル自己評価リスト」及び「成長シート」を活用することとした。

19

## コンピテンシーモデル自己評価リスト

### 5 コンピテンシー自己評価リスト

	行動特性	よくできている	できている	あまりできていない	全くできていない
使命・役割	子どもの権利擁護のために律を語る覚悟を持っているか				
	職務をまっとうする姿勢を持ち、責任を持って行動をしているか				
	子どもの命を守るという社会的使命を持って仕事に取り組んでいるか				
	常に相手の立場に立って、仕事に立ち向かう信念・情熱を持っているか				
	自分の考えに固執せず、客観的事実を認める気風を持っているか				
必要な知識・資質	自分の性格をあらかじめ知り、業務に活かしているか				
	児童相談所の職務が法令等に基づくものであることを常に意識しているか				
	様々な種類の業務内容等について理解しているか				
	保護者の話とところどころだけでなく、ストレス（強さ）にも適応しているか				
	虐待の形態によつてトラウマなどの特性を理解し、それを要するだけの包容力を持ち、かつ感情のコントロールができているか				
ケース対応・記録	社会的モデルを身につけた行動をしているか				
	評価するのではなく、客観的事実に基づく科学的なアプローチをしているか				
	システムを使いこなし、迅速に解決で分かりやすい記録を入力しているか				
	スピード・柔軟・コスト意識を持って迅速な対応、事務処理をしているか				
	一人で判断しないで、チームを連携し、組織として対応しているか				
	ケースや事務処理の優先順位をつけるなど進捗管理をしているか				
	常に当事者の意見・意向を取り入れるなど、エンパワリングしているか				

20

# 成長シート①(テーマ設定)

氏名: 研修 太郎 (職場: ブロック: 児童センター Aブロック)

「組織の中で自分が目指していること  
重要な取り組みのテーマ」

「いつも一体感を感じるブロック」

取り組みテーマに対する自分の認識

- ・テーマ(上司)に機会・連絡・相談をきちんとする
- ・いつも暗れ暗れとした表情で話して、コミュニケーションを円滑にする
- ・自分のケースを抱え込み、多くの意見を取り入れる
- ・ブロック内ケースについて、担当ケース以外にも関心と責任感を高め、ケース担当の垣根を越くする。

Ⅱ 自らの特性の理解  
※コンピテンシーモデルによる自己評価を踏まえて

1. 良いと思うところ

- ・使命感があり、職務を通じて成長しようとする意欲がある
- ・仕事に対する前向きな姿勢がある

2. 弱くなるどころ

- ・見立て・判断をする客観性、科学性が不足している
- ・情報を共有化しようとする意欲に欠ける

※仕事で目指したいこと・大事にしたいこと

- ・児童福祉司の仕事をして、「良かった」と実感できる事柄を一つでも多くふやす
- ・人の好き嫌いなど、私情に左右されない職場の人間関係を築く

Ⅲ テーマ候補	テーマの応募 履歴へ   自分の の貢献   成長		今年度 実施
	応募	成長	
ブロック協議・援助方針会議での積極的な発言	○	●	○
迅速な記録の入力	●	△	
アセスメントシートの活用	○	○	

効果: ●:大、○:中、△:少  
今年度実施: 1つに○

21

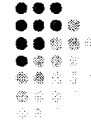
# 成長シート②(行動プラン)

氏名: 研修 太郎(3年目福祉司) (職場: ブロック: ○○児童 △△ブロック)

Ⅳ 今年度の成長目標 ※自らの成長と組織への貢献	Ⅳ-1 具体的な取り組み案	Ⅴ 振り返り(中間: 11月26日)	Ⅵ 振り返り(最終: 1月31日)
Ⅳ-1.1 テーマ ・ブロック協議、援助方針会議での積極的な発言	①他人の話をよく聞くためのメモをとる ②家に暗れ暗れと人と話し、発言する	Ⅴ-1 実際の取り組み (・取り組み内容 ○うまくいったこと △弱くなること ○会議で発言することで、自分のケースについても、他人の意見を聞いたりする気持ちが強くなった	Ⅵ-1 実際の取り組み (・取り組み内容 ○うまくいったこと △弱くなること ○ケース対応の労をねぎらう言葉を心がけた
Ⅳ-1.2 目標(到達したいレベル・状態) ・自分の意見を素直に表現できる	③先入観、個人的価値観、あるべき論に固執しない	△他の弱がり絡んでいるケースについて発言することにとまらなくなった Ⅴ-2 次の取り組み案 ①子どもの利益優先の原則に立ちもどり、発言する ②会議以外も職場の積極的なコミュニケーションを持つ	△ケース対応は言葉で説明しきれない、微妙な流れ、やり取りがあるため、言葉での説明が難しい。また、どうしてもあるべき論がたまにでてしまうことがあった Ⅵ-2 次の取り組み案 ①対応の成果や良かった点にもっと着目して、ブロックのメンバーから学ぶ姿勢を持ちたい ②自分の考えを気持ちよく相手に伝えるアサーションを身につけたい
Ⅳ-3 作成目標コメント(7月)		Ⅴ-3 中間目標コメント(11月30日)	Ⅵ-3 最終目標コメント(2月3日)
コメント1(コメント担当: 児福 一郎) 「沈黙は金」の格言を守っているかのように、黙っているのも一つ の自己表現ですが、組織人として不適切です。自分の意見を 言い、相手の意見を聞き、話し合いを促される大人の振る舞 いを目指します。児童の専門性は「社会規範」に基づいてこそで コメント2(コメント担当: )		コメント1(コメント担当: 児福 一郎) 専門職として、お互いに認め、成長しあう関係が大切 です。また、遠慮に仕事以外の話で盛り上がり、相手の 人柄を知り、リラックスする時間を増やそう。 フォーマルな会議ばかりではね…….. コメント2(コメント担当: )	コメント1(コメント担当: 児福 一郎) 労をねぎらうことは忘れがちです。出張から戻ったとき 「どうでした?」と聞きあう関係がある組織は、まとも とる力があります。認め合うことが大切なことです。よ アサーションでさらに自己表現力に磨きをかけてしま コメント2(コメント担当: )

22

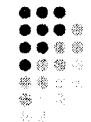
## コンピテンシーモデルの活用



- 組織の理念、価値、目標の共有化
  - 職員の能力・資質のボトムアップ
  - 研修への活用
- ⇒ 児童相談所の組織力アップのためのツール
- ⇒ 職員自らが弱みと強みを知り(自らの気づき)、補強したり、伸ばすべき点を意識し、実践に活かすためのツール

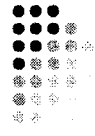
23

## コンピテンシーモデルは、 構築することが目的ではない



- コンピテンシーモデルは、いかに活用していくかが何よりも重要。
- 技術革新、外部環境や制度の変化によって、組織に求められる役割、ニーズ、戦略は常に変化するものであり、コンピテンシーモデルも同様。
- コンピテンシーモデルは、現行の業績評価や個人の人物評価に連動させるものではない。自己の成長を促し、組織力をアップさせることが目的。

24



人間は生きるために魂がある  
仕事を通して現れるその人の  
振る舞いは魂の表現とも言える







## 2 性的虐待への取組（大阪府）



## 性的虐待への対応 初期対応の課題について

2007年7月11日

大阪府中央子ども家庭センター  
次長 兼 虐待対応課長  
山本恒雄

### 性的虐待対応に固有な特性

自分が分からなくなる  
自分を信じられない状態

自分が何を感じ、何を思っているのか  
分からなくなる  
自分の感覚、感情、考えが自分のコントロール下にあると感じられない状態に陥る  
誰か自分で無いものに自分が操作され、侵入され、支配されてしまう

### 性的虐待対応に固有な特性

性的虐待は

人間関係の基本的な信頼、親密 愛着 安全の感覚にダメージを与える → 心的外傷

将来の非行、精神障害 自傷行為 自殺企図  
自己破壊的な感情・行動の問題  
冒険的で危険な性行動 等の発生因子となる

### 性的虐待対応に固有な特性

養育環境・生活環境内で発生する性的虐待の大部分が、子どもの愛着、安心にとって重要な要素を持つ人間関係において、徐々にひそかに進行する  
表面化する時点では子どもの生活、人生は虐待者と容易には切り離せない依存＝支配・搾取の関係性に陥っていることが多い

性的虐待が子どもに与えるダメージは深刻であり、あらゆる性的虐待の兆候情報は通告として対応することが原則的に必要

### 性的虐待対応に固有な特性

身体的虐待 ネグレクトなどに比べて

- ・ 発見が困難で発覚が遅れるか潜在しやすい
- ・ 多くが本人の申告によって初めて発覚
- ・ 客観的証拠(物証 身体痕跡等)が乏しい
- ・ 立証の難しさがある(目撃者が居ない)
- ・ 本人証言だけが根拠(加害者は否認?)
- ・ 発覚が家族・親族関係に強い衝撃を与える
- ・ 加害者が養育者・家族に限らず、性暴力犯罪への連続性がある

### 性的虐待対応に固有な特性

- ・ 非加害養育者が加害者との生活を継続し、子どもだけが家族から離され孤立
- ・ 加害者の行動修正・変容、子どもと加害者との関係修復が困難なだけでなく、家族との関係修復にも困難が伴う
- ・ 刑事告発 親告罪の対応に困難が伴う
- ・ 本人証言の聴取に法的立証性の課題
- ・ 子どもが受けるダメージが深刻 人生に深い傷と影響 自己破壊的な反社会・非社会的問題行動へしばしば発展する(すでに発展?)

### 性的虐待:初期対応の課題

子どもの告白を最初に聴いた人・機関の戸惑い  
4つの困惑

- 子どもからの内緒の話、秘密の要請への対応
- 子どもの話をどこまで信用してよいのか・・・
- 子どもの話を何についてどこまで聴くのか・・・  
聴取情報の立証性汚染の危険
- 告白を聞いた私はどうしたらよいのか  
保護者対応と通告の判断

### 性的虐待:初期対応の課題

性的虐待通告を受理した相談機関対応の課題  
4つのハードル(ほぼ1日以内の緊急対応課題)

- 初動調査で子どもからの告白、性的虐待の疑いの徴候を確認できるか
- 相談所が入手した性的虐待の疑いについての情報は子どもの安全確保、事実調査・安全確認のための職権保護を正当化するか
- 子どもの困惑、混乱を收拾しながら安全の確保のための親子分離に子どもをのせていけるか
- 加害者・保護者への職権保護の告知において、どこまで性的虐待の疑いを具体的に告知するか

### 性的虐待:初期対応の課題

性的虐待の調査・初期対応における8つの課題

- 子どもの安全確保のための初期調査と保護
- 立証性のある子どもへの調査面接  
米国:Forensic Interviewingとの関連
- 医学診察による立証性のある証拠収集  
強姦被害支援との共通性(米国:SANEの活動)
- 医学診察による立証性のある証拠収集
- 子どもの証言の信憑性と証言撤回の評価と対応
- 背景・周辺調査による情報の収集とその評価
- 非加害親の子どもへの支援協力への導入・確保
- 加害者への事情聴取・事実確認

### Forensic Interviewing とは

- 裁判所 検察をクライアントとした性的虐待、性暴力被害について、法的立証性のある被害・加害事実の確認を行うための面接法
- 刑事事件法廷で面接者は性暴力被害の立証についての証人として証言、反対尋問も受ける
- 被害にあった子どもが何度も被害状況を事情聴取されたり(日本の刑事事件であれば、最低4～6回の証言をしなければならない)子ども自身が法廷に証人として出廷させられ、被害の立証のための証言をさせられたり、反対尋問を受けたりしないですむための法的手続きでもある

### Forensic Interviewing とは

- 法的立証性を確保するため面接者は原則的に臨床責任を負わない立場で面接する。対応チームとしては子どもへの臨床的な配慮を前提に対応し、時には面接にストップをかける。
- 臨床的アセスメントや治療のための面接とは全く異なった観点、立場からの面接である。
- 法的立証性が鍵であり あらゆる誘導、暗示、強要、強制、報酬によらない子どもの証言の真实性を証明するための面接技法が特徴
- 基本は答えがYES NOにならず自発的な応答を求めるjOpen-Ended Questionとそれぞという促しを使う

### Forensic Interviewing とは

- アメリカで1983～90年代に有名な性虐待事件(マクマーチン・プレススクール事件)が発端となり、専門性の研究、法制度 裁判制度の整備と修正の中で生まれてきた面接技術
- 民間資格であるが、資格要件と訓練プログラムの履修によって認定された有資格者だけが実施
- 資格保持には繰り返し研修を受けて更新要件を満たすことが条件であり、内容には常時実務現場からの修正が加えられ続けている
- 資格者は児童福祉関係者 警官 検察官 医療従事者など関係分野の職員

### Forensic Interviewing とは

- ・ 面接は原則1回きり 初対面で1対1
- ・ チームスタッフ(児童福祉関係者 司法関係者 医療関係者等)は面接をワンウェイミラーから観察、イヤホンによって面接者とは交信できる状態で指示を出すこともある
- ・ 面接はビデオ録画されて裁判所に提出される
- ・ 各領域の専門家が1回の面接で必要な情報をとる。特に司法の立件条件を満たす情報をとる
- ・ 收拾された情報は司法の管理下に置かれる
- ・ 刑事訴訟での立件率は申立ての1割と言われている 反対尋問で陪審が立証に至らないと判断

### 子どもの安全確保のための初期調査と保護

- ・ 通告情報の評価  
情報はどうして得られたか  
事実としての正確さ、具体性があるのか
- ・ 直接子どもからの事情聴取による確認  
子どもとの安全な場での確実な接触  
→ 情報評価:立証性・分離保護の判断
- ・ 年少の子ども 証言事実の立証性に課題
- ・ 年長の子ども 本人の意向の重要性  
保護について  
生活設計について

### 立証性のある子どもへの調査面接

- ・ いきなり子どもは分離保護できても、加害行為を立件して加害者を拘束・追及できない日本の現体制ではアメリカ合衆国でのForensic Interviewing(司法面接)は成立しないが児童福祉法における子どもの職権保護、親子分離による子どもの安全確保の必要性・妥当性の法的立証が必要
- ・ 正確で確実な調査、法的立証性のある事情聴取と情報入手において、犯罪捜査と一体化したForensic Interviewingの技法、周到な対応に学ぶところがある。

### 子どもの安全な保護と保護者への告知

- ・ 初期対応チームの業務内容  
子どもの事情聴取と周辺情報の収集  
子どもの身柄の保護と安全な移送  
保護者への告知と介入的支援の開始  
保護された子どもへのサポート  
介入された非加害者への支援の開始  
医療診察(産科 精神科)の手配と立法  
法的被害確認 Forensic Interviewing実施  
全体の進行管理 法的対応の組織判断

### 子どもの安全な保護と保護者への告知

- ・ 保護者への告知は 性的虐待の疑いがあり子どもの安全確保のために子どもを職権保護したこと、今後子どもの被害事実の有無を含め、被害に関する詳しい調査をする予定であることを告知する
- ・ 子どもの身柄の安全な保護のためにも、公平で介入の無い調査のためにも、当面保護者・加害を疑われる人物と子どもの接触は理由を告知して制限する
- ・ 子どもからの証言で確認された虐待事実については、保護者、加害者に確認のための事情聴取を行う

### 子どもの安全な保護と保護者への告知

- ・ 保護の告知の後、保護者・養育者には一人ずつ事情聴取の場を設ける。
- ・ 加害者と非加害者は特に別々に面接の場を設けて、それぞれの事情、感情を聴き取る。
- ・ 非加害者は性的虐待の事実とその発覚による第二の被害者でもあり、特に精神的なサポートが重要 加えて被害を受けた子どもへの支援のためのキーパーソンになる  
そのための非加害者自身へのサポートと子どもの支援のための協力確保が重要かつ困難

### 医学診察による立証性のある証拠収集

- 医療機関との初期対応での緊密な連携
- 被害事実の医学的診察による立証
- 強姦被害支援との関連性  
米国での性暴力被害者支援看護師  
SANE : Sexual Assault Nurse Examiner の活動にも学ぶところがある 問診のあり方も
- 米国では小児科医が医学診察の中核だが、日本の現状では産科・婦人科と小児科の協力が必要 当面は産科・婦人科領域での性暴力被害の立証に課題の焦点がある
- 強姦ではなく、わいせつ被害の立証に課題

### 精神科領域 心理面での援助と証拠収集

- 子どもの精神面 心的外傷の対応も重要だが、初期の対応場面では子どもの情緒的混乱が大きく、急性反応としての混乱と慢性的外傷体験による混乱が重複しており、安心感が確立していない場面での精神・心理面への接近は再外傷化の危険が高い まずは安心・安全感の保障と外傷性の問題の悪化を防ぐ援助が中心
- 被害の立証は身体的な証拠と本人の証言による事実確認に焦点をあて、主観的体験や感情、心的外傷には焦点化しない配慮が必要

### 子どもの証言の信憑性

- 特に通告と初期調査面接での子どもから得た情報について子どもの発言、証言の信憑性が課題となることが多い
- 次には子どもの証言内容が時間経過、場面によって動揺する場合、その信憑性が課題となる
- 子どもの年齢が低いか知的な遅れがある場合にその信憑性が課題となる
- 子どもの証言内容と同時に面接の設定、質問の仕方が証言の信憑性に関わる

### 証言撤回の評価と対応

- 証言の撤回には必ず理由がある 内容、子どもの気持 立場を良く考えることが重要
- 初期対応段階での証言撤回は対応そのもの中止も視野に入れた検討が必要  
どうしても撤回の意思が強い場合、本人の意思・決定を尊重して今後のサポート、SOSの接点を提示する
- 長期の経過の中での証言撤回は過去の事態と共に現在の時点での子どもの生活と心境を検討することが必要

### 背景・周辺調査による情報の収集とその評価

- 性的虐待では周辺情報はきわめて乏しいか憶測や推定、時には予断の混入を否定しにくい情報が多い
- 周辺への調査そのものがプライバシー上の問題を引き起こす危険性が高く、慎重な情報管理が必要
- 具体的な事実 観察される事実に関心を持った具体的な行動とその変化、発言内容、それら情報源の事実関係を把握することが重要

### 非加害親の子どもへの支援協力への導入・確保

- 性的虐待の被害が女兒の場合、母親の子どもへのサポートが子どもの予後を左右する重要な要因となる
- 日本の児童福祉法上の対応では非加害者である母は加害者と共に家庭に残り、子どもだけが分離保護されることが多い  
結果として母は残された家庭を守り、加害者との関係を持続させる場合が多い
- この母を子どもへの重要な支援者として、支援協力へ導入・確保することが課題である

### 加害者への対応 事情聴取・事実確認

- ・ 通告を発端に虐待者の加害行為を立件して加害者を拘束・追及できない日本の現体制ではアメリカ合衆国でForensic Interviewing(司法面接)に始まる刑事訴追は困難
- ・ 刑事訴訟は被害児の負担が大きく慎重な対応判断が必要 弁護士による本人助言 情報提供が有効
- ・ 保護者、加害者からの事情聴取も基本的に刑事捜査ではなく児童福祉法上の調査として児童相談所が担当
- ・ 加害者、保護者の事実認定に対する態度によって事後の支援方策が大きく左右される

### 大阪府でのこれまでの取り組み経過

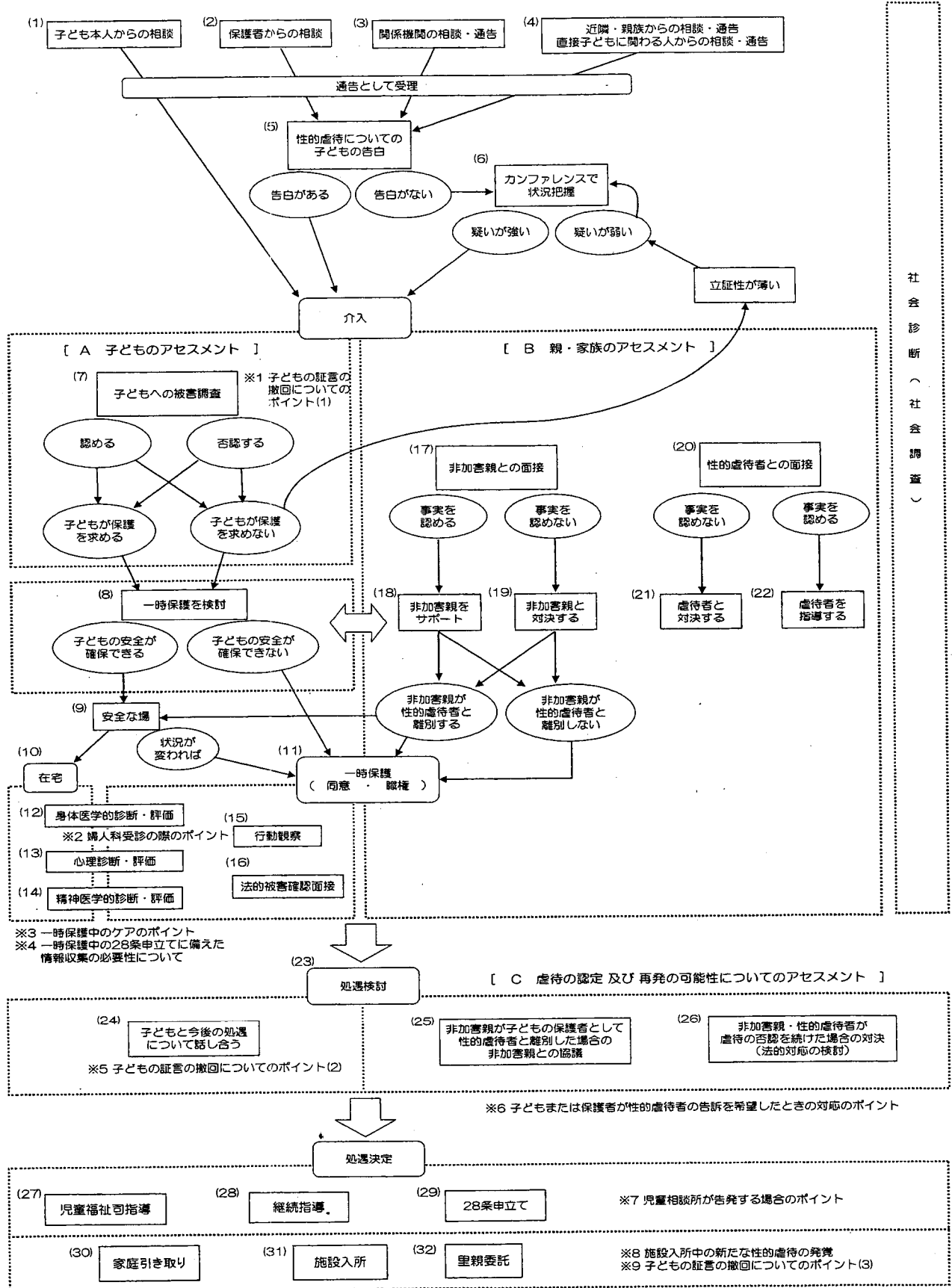
性的虐待についての自主研究グループ活動  
性的虐待についての調査研究への参加・協力  
Forensic Interviewing についてアメリカの手引についての研究会(2003~2004)  
Forensic Interviewingの自主研修での実技訓練  
Forensic Interviewing有資格者によるSV・助言  
性的虐待に関する全職員向けの研修:毎年度複数回  
調査研究者からの対応ガイドラインの呈示・提案  
ワーキングチームによる業務ガイドラインの作成  
関係医療機関との連携強化のための協議  
大阪府プロジェクト事業としての取り組み(2007~)

### 大阪府での取り組み 特に初期対応について

1. 性的虐待の疑いは原則緊急対応の通告扱い
2. 初期調査において子どもから直接何らかの事実情報を得ることが重要であり、この調査とForensic Interviewing の設定とを体系的に考えた上での質問技術が必要である
3. 職権保護により、子どもを安全な場所に保護した後、法的立証性が争点になる事態では、より厳密なForensic Interviewing の手法による調査を実施 → 28条の申立てへ
4. 医療機関との連携による診察 問診による調査、健康支援としての本人への助言を制度化



【性的虐待事例への介入（初期対応）のフローチャート】



社会診断（社会調査）



### 3. 少年法の改正について【追加資料】

#### 【厚生労働省 資料】

改正少年法は、平成19年5月25日、参議院本会議において可決、成立し、6月1日に公布され、遅くとも本年11月中には施行されることとされている。

以下は、児童相談所と関係の深い内容に関して、まとめたものである。

#### ○ 児童相談所と関わりのある改正内容

##### 1 触法少年に係る警察の調査手続の整備

14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした、いわゆる触法少年に係る事件についての警察官による調査手続きが定められたものである。

- ① 触法少年に係る事件について、警察官が調査することができる旨を規定。
- ② 触法少年に係る事件に関し、警察官による呼び出し、質問、公務所等への照会という、任意での調査権限を規定。
- ③ 触法少年に係る事件について、警察官が調査するについて必要があるときは、押収、捜索などができる旨を規定。

#### 【重要なポイント】

この改正部分において児童相談所にとって関わりが深いポイントは、①公務所等への照会、②証拠物の押収・送付、③少年への質問がある。

##### ① 公務所等への照会

従前、児童相談所と関わりがあった事例について、警察から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けたことがあると考えられるが、当該規定に基づく照会についても、同様の対応をお願いする。

基本的には、児童福祉の行政機関として子ども本人や家族との面接を実施するなどにより業務上知り得た守秘義務の対象となる事項に関する照会であることから、照会に応じることによって得られる法益とこれに応じないことで守られる法益を個々の事例ごとに比較考量して決定されるべきものである。

ただし、刑事訴訟法第197条第2項の照会権限（報告義務）と、照会を受けた者の守秘義務との関係については、一般に、刑事訴訟法第197条第2項の照会に応じて報告がなされた場合には、法的義務に基づくものであるため地方公務員法等の規定による守秘義務に違反しないものと解されており、警察官等の調査における照会についてもこれと同様に考えられる。

(参考)

刑事訴訟法（昭和二十三年七月十日法律第百三十一号）

第百九十七条

- 2 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

## ② 証拠物の押収・送付

従前、少年が所持した盗品なども所持物として児童相談所長が管理していたが、これら盗品は警察官が証拠物として押収することもある。押収された証拠物については、事件が家庭裁判所に送致されるまで警察官が保管し、送致された場合は警察官が家庭裁判所に送付することとされている。また、送致されなかった場合には警察官が還付手続きをとることとされている。

このため、児童相談所においては、事件を家庭裁判所へ送致したかどうか等の結果について警察に通知することが必要となる。

## ③ 少年への質問

触法事実の解明のためには、一時保護する少年に対して警察が質問等の調査をする場合もあると考えられるが、この場合には、児童福祉法の趣旨を踏まえ、児童に与える影響に鑑み児童の心身の負担が過重なものとならないよう、当該児童の心身の状況に配慮した上で、可能な限り協力すること。

具体的には事情聴取の時期、時間帯及び場所、聴取に要する時間、聴取時の接し方等について、警察と十分に調整を行うとともに、事情聴取に際しては、児童福祉司などの児童相談所職員の立会いなど、児童の成長・発達状況や心身の負担に十分留意した対応を行うこと。

## 2 一定の事由に該当する触法少年の事件について、警察官から児童相談所長への事件送致手続きの整備

警察官が触法少年に係る事件について調査を行った結果、当該少年につき家庭裁判所の審判に付すべき事由が存在する場合には、当該事件を児童相談所長に送致しなければならない旨等が規定された。

### 【重要なポイント】

この改正部分において児童相談所にとって関わりが深いポイントは、①事件の送致、②書類の送致がある。

### ① 事件の送致

警察が調査を行った結果、当該少年につき家庭裁判所の審判に付すべきものと思料されるときは、引き続き関係諸機関において、少年の健全育成のため、警察の調査結果を活かし事案の真相解明を踏まえた適正な措置がとられるようにすべきであるとの考えに基づき、調査した警察において、単に児童福祉機関の職権発動を促す通知行為に過ぎない「通告」にとどまらず、当然に当該事件に係属させるべく、児童相談所長に送致する制度が設けられた。

### ② 書類の送致

警察の調査により作成された書類については、警察官から児童相談所長への送致の際にあわせて送付されることとされた。その後、児童相談所長等が家庭裁判所送致の措置をとったときは、児童相談所等の作成書類と共に、警察の作成書類も家庭裁判所に送付することとされている。

## 3 一定の重大事件に係る触法少年についての、原則、家庭裁判所送致措置。

児童相談所は、触法少年に係る一定の重大事件につき警察から送致された場合には、事件を原則として家庭裁判所に送致すべきこととされた。なお、ただし書きにより、児童相談所長等が送致を受けた事件を調査した結果、家庭裁判所送致の措置をとる必要がないと認める場合は、この原則が適用されない旨が規定された。

### 【重要なポイント】

重大な触法行為をした疑いのある少年については、非行の重大性にかんがみ、家庭裁判所の審判を通じて非行事実を認定した上で適切な処遇を決定する必要性が高いと考えられる上、被害者保護という観点からも、少年法の手続きによって事実解明等を行う必要があるとの考え方から、今回の改正では、事件を原則として家庭裁判所に送致すべきこととされた。

一方、個々の事案によっては、児童相談所等が行った調査の結果、少年の年齢や心身発達の程度、事案の内容等に照らし、家庭裁判所の審判を経るまでもない場合もあると考えられることから、この場合は、早期に適切な保護を行う観点から家庭裁判所への送致を行わないことができるものとされた。

\* 一定の重大事件とは、少年法第22条の2第1項に掲げる「一 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」「二 前号に掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」に係る刑罰法令に触れると思料される事件である。

## ○重大事件を起こした触法少年に対する一時保護・アセスメント等について

過去、社会の耳目を集めた重大事件への対応において、児童相談所が通告を受理した直後に、十分なアセスメントを行わないまま家庭裁判所へ送致した事例がみられるとの指摘がある。

今般、少年法の改正を契機に、こうした指摘も踏まえ、改めて重大事件を起こした触法少年に対する一時保護やアセスメントの在り方などについて点検し、適切な対応が図られる体制の検討をお願いします。

特に、一時保護については、当該少年の心理・行動面での問題の重篤性、一時保護中の他の子どもへの影響、当該少年のプライバシー保護等に配慮して実施することが必要であり、多くの職員の協力が不可欠であることから、当該児童相談所の職員だけで対応することが困難な場合も想定される。

このような児童相談所にあっては、重大事件が起きた場合の緊急対応体制をあらかじめ整えておく必要があるので、主管部局が中心となって他の児童相談所、児童自立支援施設等と協力して、万一の際に適切に一時保護ができる体制を整備されたい。

また、一方で、一時保護所の狭隘化や混合処遇における問題が顕在化している一時保護所については、「子ども・子育て応援プラン」において「個別対応できる一時保護所の環境改善」を全ての自治体で実施されるよう目標を掲げているので、早急に環境改善を進めていただきたい。



## 児童相談所における保健師の活用

- ・ 保健所における児童虐待防止の取組について



# 1. 児童相談所における保健師の活用



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

## (1) 保健師の配置状況(平成18年度)

県・市名	児童相談所	配置数
宮城県	中央	1
	石巻	1
	古川	1
秋田県	中央	1
茨城県	中央	1
	土浦	1
	筑西	1
群馬県	中央	1
石川県	七尾	1
山梨県	中央	1
	都留	1
長野県	中央	1
岐阜県	中央	1
静岡県	中央	1
	東部	2
	西部	2
愛知県	中央	1

県・市名	児童相談所	配置数
大阪府	中央	1
	東大阪	1
	岸和田	1
兵庫県	中央	2
	西宮	1
	姫路	1
	豊岡	1
奈良県	中央	1
鳥取県	中央	1
	倉吉	1
	米子	1
島根県	中央	1
岡山県	中央	1
	倉敷	1
	津山	1
山口県	中央	1
愛媛県	中央	1
高知県	中央	1

県・市名	児童相談所	配置数
佐賀県	中央	1
大分県	中央	1
鹿児島県	センター	1
札幌市		1
千葉市		1
横浜市	中央	1
	南部	1
	北部	1
名古屋市		2
大阪市		1
堺市		2
神戸市		2
福岡市		1
横須賀市		1
計		55

計 31自治体  
49カ所(25.7%)  
(平成18年度児童相  
談所191カ所に対する  
割合)



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

## (2) 児童相談所における保健師の役割及び機能の例

### 1) ケース対応

- 受理・診断・処遇会議に出席等(埼玉県)
- 虐待ケースの対応(茨城県)

### 2) 親支援等

- 母親の育児指導や精神的なケア等の実施(大阪府)
- 親支援グループにおけるスタッフ機能と助言者(長野県)
- 児童相談所の家族再統合プログラム検討委員会へ母子保健担当として参加(長野県)

### 3) 保健機関との連携

- 児童相談所業務と保健所業務の連携に関する調整(埼玉県)
- マニュアル作りや、事例の対応に関して市町村・県保健師への助言、母子保健関係者の研修会、事例検討会において母子保健の活動のありかた等の指導(長野県)

## 2. 保健所における虐待防止の取組例

### 北海道



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

#### 保健と医療の連携に関する取組

○「母子保健マニュアル(児童虐待予防編)」を作成、保健所・市町村に配布(平成15年度)

○「虐待予防ケアマネジメントシステム事業」の実施(平成15～17年度)

市町村の乳幼児健診等において子ども虐待の予防スクリーニングシステムを導入し、虐待のリスクがあるなど援助が必要な家庭の早期把握と適切な援助を提供。この中で、保健所は管内市町村の事例を集約・検討し、市町村にフィードバック及び助言を行う。

○「周産期養育者支援保健・医療連携システム整備事業」の実施(平成16年度)

医療機関と地域保健機関が連携し、援助が必要な家庭を早期に把握し、適切な援助体制の基盤を道内全域に整備。この中で、保健所は医療機関から管内の市町村に提供された情報を集約、傾向を把握し、その対応等について、必要に応じて児童相談所の参画のもとに事例検討会の開催やシステムのあり方を検討。

○平成18年度～19年度「保健・医療における養育支援体制推進事業」の実施(平成18～19年度)

平成17年度までに構築されたシステムを基に、保健・医療における妊娠出産期の子育て相談・援助のための地域システムの定着、充実に努める。この中で保健所は、管内におけるシステムの検証・評価を行うとともに、市町村への助言及び同行訪問等を実施。

#### 児童相談所との連携及び親支援に関する取組

○児童相談所が実施している「移動総合相談室」に保健所保健師を派遣

○保健所(2カ所)で、親支援グループミーティングを実施。また、他の保健所においては、市町村が実施する親支援グループミーティングに保健所保健師を派遣

○精神障害を有する保護者の場合等、児童相談所の要請に応じて同行訪問を実施



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

# 宮城県

- 平成13年度から、EPDS等を県保健所の未熟児訪問で活用するとともに、市町村の新生児訪問での活用を促進
- 平成14年度から、ハイリスク者発見後の支援策として保健所での親支援グループミーティングを実施
- 平成15年度から、母子保健児童虐待予防事業として、①関係者の研修会、②親支援グループミーティングの実施、③EPDS等の推進を県の事業に位置づけ、保健所の役割を明確化
- 平成18年度から、各保健所の事例検討会、ケアコーディネート支援を母子保健児童虐待予防事業に追加

## 【参 考】

・保健所が実施したハイリスク者のための親支援グループミーティングの開催回数

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
6回／1カ所	16回／3カ所	37回／4カ所	24回／4カ所

・保健所が市町村に実施した事例に関する相談・助言回数

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
—	92回	126回	144回

# 福島県



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

## ○長期療養児への家庭訪問

未熟児、身体障がい児、小児慢性特定疾患児等への訪問等の個別支援を実施する中で虐待の早期発見に努めている。

## ○育児不安を持つ親のグループミーティング事業の実施

対象：育児不安が強い養育者とその児童、親子関係もしくは家族関係又は対人関係に悩んでいる養育者とその児童、社会的に孤立し心理的な支援が必要であると判断される養育者とその児童

内容：グループミーティングによる集団支援  
個別指導（家庭訪問、面接、電話相談等）

## ○事例検討会の実施

グループミーティング事業参加者への関わりの適正等を判断し、援助方針の調整及び決定を行っている。

# 茨城県



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

## ○ヤングママ子育て応援事業(平成19年度新規)

3つの保健所で1市町村をモデル市町村として、**保健所と市町村(保健センター)が協力**して、若年妊産婦のグループミーティング、個別支援、医療機関との連携強化を実施している。

## ○児童虐待相談窓口強化事業

### ①保健所虐待相談窓口設置事業

市町村と協力して児童虐待など児童の養育に関する相談に応じる

### ②児童虐待相談研修事業

主に母子保健担当者を中心に、虐待対応に関する研修を行う

### ③児童虐待早期発見ネットワーク会議母子保健部会の開催

母子保健担当者による地域連携体制の整備

### ④親支援グループミーティング(MCG)の実施

(\* MCG : Mother & Child Groupの略)

民間心理士による母親たちのグループミーティングの実施

# 埼玉県



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

## ○ふれあい親子支援事業(親支援グループミーティング)(平成18年度から全保健所で実施)

育児不安・困難感が強く、虐待問題を抱えた母親等を対象に、臨床心理士、精神科医、保健師等のチームで運営するグループ活動を通じて心理的にケアすることにより、虐待予防及び再発防止を図る。児童相談所と協働して実施

## ○対人関係技術トレーニング事業(平成18年度から全保健所で実施)

育児不安及び子どもとの関係に問題を感じている親に対して、ロールプレイング等を通じて自己肯定感を高め、対人関係スキルを向上させることによって、子どもとのより適切な対応を学習するもの。臨床心理士・保健師・トレーナー等が運営

## ○子どもの心の健康相談事業(平成18年度から全保健所で実施)

保健所に小児精神保健医療に関する専門相談窓口等を開設し、その円滑な対応を図るとともに、関係機関の検討の場を整備し、ネットワーク化の推進を図る。

## ○周産期からの虐待予防強化事業(平成18年度から)

周産期の早い段階から、周産期に係る高度専門医療機関(9カ所)と保健所や市町村保健センターとの連携を図り、支援が必要な家庭に対し、保健師による訪問を行い、早期に育児不安等の軽減を図り児童虐待の予防を図る。

## ○市町村支援

- ・保健所保健師による同行訪問(平成18年度実績 231件)
- ・事例検討会の開催(全保健所において定例的に開催)

# 長野県



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

## ○母子保健関係者のための「子ども虐待予防マニュアル」を作成し配布(18年度)

長野県のHP「WEBSITE信州」でマニュアルがダウンロードできる。

URL: <http://www.pref.nagano.jp/index.htm>

## ○未熟児訪問等において、「育児支援チェックリスト」、「EPDS(エジンバラ産後うつスケール)」、「あかちゃんへの気持ち質問票」による、スクリーニングの実施

○上記スクリーニングで把握した親子のアセスメント、援助目標・内容の検討

○ハイリスク家庭への個別支援(市町村と連携して同行・分担訪問)の実施

○親支援グループミーティング(市町村、民間と連携して)の実施または助言

○児童相談所のケース対応に関して、保健所保健師が助言

## ○研修の実施

各保健所ごとの講義、事例検討等実施。今年度はマニュアルの普及に取り組む。

H19年度：親支援グループミーティング研修会(9月)

H18年度：虐待をテーマにした研修会4回実施(うち3回は親支援がテーマ)

H17年度：EPDSについて研修



# 京都府



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

## ○保健所の役割と機能強化(平成18年度から)

- ・ 地域の児童虐待対応の最前線機関としての保健所の体制強化
  - 児童虐待対応会議の主催
  - 虐待防止・育児等に関する研修の企画・実施
  - 保健所と児童相談所との調整
  - 保健所内虐待対応チーム会議の開催
- ・ 市町村要保護児童地域対策協議会の設置促進
  - 虐待防止アドバイザーの派遣
- ・ 市町村及び児童相談所との定期的な情報共有
  - 市町村単位で、府保健所をメンバーに加えた会議を定期的に行い、虐待情報を共有
- ・ 地域の見守り活動の強化
  - 市町村と連携し地域の見守り活動担い手として、現地での目視確認等を実施

# 京都府



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止する  
というメッセージが  
込められています。

## ●保健所の虐待対応専任職員の業務について

